



瑞穂町告示第154号

令和8年度介護保険料納入通知書の公示送達について

このことについて、介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2の規定に基づき、その送達を受けるべき者の現住所が不明のため、当該書類を瑞穂町長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでもこれを交付する。

令和8年7月14日

瑞穂町長 山 崎



記

1 送達すべき書類

令和8年度介護保険料納入通知書

2 送達を受けるべき者

(1) 五十嵐 光二